

## 特別規則

### ・日程

2002年8月24日(土)～25日(日)

### ・開催概要

## 1. 全般

### 1.1 大会名称

四国EVラリー2002 (この行事は「四国EVウィーク2002」の一行事である)

### 1.2 会場

主会場：新居浜工業高等専門学校(愛媛県新居浜市)

### 1.3 運営組織

主催：四国EVチャレンジ2000委員会

### 1.4 大会内容

電気自動車による公道走行および特設会場における性能計測。

## 2. 大会開催要旨

- ・四国EVラリー2002は、公道の走行が可能な電気自動車による長距離走行と効率的な充電、走行の安全性を目指すものである。競技ラリーとは異なり、一般公道において走行速度や走行時間の正確などを競うものではない。
- ・性能計測会は、指定コースで実施する。

## 3. 大会本部 & 新居浜事務局

### 四国EVウィーク2002 大会本部(鳴門事務局)

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島 鳴門教育大学 技術講座内

四国EVチャレンジ2000委員会 担当：宮下晃一

TEL&FAX.088-687-6551 / Email:miyasita@naruto-u.ac.jp

### 四国EVウィーク2002 新居浜事務局

〒792-0805 新居浜市八雲町7-1 新居浜工業高等専門学校内 担当：皆本佳計

tel. 0897-37-7756

## 4. 公式通知

本規則に記載されていない大会運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は、公式通知によって示される。公式通知は次の方法で伝達される。

- 大会3日前までは、エントリーの住所に郵送される。
- 大会当日は、必要に応じて招集されるドライバースプリーフィングで指示される。
- 緊急の場合は、場内放送および公式掲示板で伝達される。

### ・一般規則

## 1. 大会規則

1.1 大会は下記の規則全般に準拠して開催されるものとし、すべての参加者およびドライバーは、誓約書の提出をもってそれらに従うことに合意したものとされる。

1.2 a) 本規則および付則

b) 日本の法律および条例など

1.3 大会にエントリーすることは、すなわち当該参加者が上記すべての規則の遵守に合意することを意味する。

## 2. 大会日程

2.1 大会は、下記の通り開催される。

### ・四国EVラリー2002 スケジュール

変更のある場合には公式通知にて発表します。

8月23日(金) 17:00～19:00

受付・車検 設営

8月24日(土) 7:00～8:30

受付・車検

8:40～9:00

プリーフィング

9:00～9:20

開会式・テープカット

9:20～15:50

ロングディスタンス

(各チームは一定間隔をあけてスタートするので、標記スケジュールは最初にスタートするチームのものである。持ち時間6.5時間)

16:30～18:00

市民向けの車両展示・投票

|          |               |   |
|----------|---------------|---|
|          | 19:00 ~ 21:00 | 交流会   |
| 8月25日(日) | 6:00 ~ 12:00  | ロングディスタンス(持ち時間6時間)<br>(各チームは一定間隔をあけてスタートするので、標記スケジュールは最初にスタートするチームのものである。持ち時間6時間) |
|          | 12:30 ~ 15:30 | 性能計測(加速・ブレーキ, 燃費計測)   |
|          | 16:00 ~ 16:30 | 閉会式・表彰式   |
|          | 16:30 ~ 17:30 | 撤収  |

## 内容

|   |
|---|
| 1. ロングディスタンス<br>(長距離走行性能, 充電性能計測)<br>主会場を中心として, 往復 10 km ~ 60 km 程度のコースを公道上に 8 レグ程度設定する。<br>コースにはチェックポイントを設け, 証拠写真撮影および各種パンフレット授受などを行う事により, 通過確認とする。各レグの難易度によりポイントを設定し, 完走することによりポイントを得ることができる。得られた合計ポイントで評価する。 |
| 2. 加速・ブレーキ性能計測<br>(自動車の基本性能である, 加速力とブレーキ性能を競う)<br>40mの助走区間で加速し, この地点の速度を計測する。<br>但し, 助走区間の後減速区間を設ける。この間で未停止又はコーンタッチなどは評価外。  |
| 3. 燃費計測<br>(省エネ度の計測)<br>主会場周辺の公道に設定されたコースを走行しバッテリー消費電力を計測する。  |

2.2 参加チームは全競技への参加を原則とする。

2.3 エントリーを行ったチームに対して, より詳細な実施内容を事前に公開する。

2.4 主催者の判断でコースなどの実施内容を変更することがある。その場合には各チームに対して変更を決定次第, 公式通知する。

## 3. 出場車両

3.1 大会へ出場する車両は, 各チーム 1 台とする。

3.2 自動車登録番号標または車両番号標を有する電気自動車で, 運輸省令道路運送車両の保安基準に適合し, 公道を走行するに足りる条件を満たしていること。

3.3 違法に改造されている場合, 主催者の判断で参加を認めない。特に車検取得後に改造範囲を変更した車輛は注意のこと。

3.4 一般道を走行するうえで余りにも非常識な装飾・ペイント等を施している場合, 主催者の判断で参加を認めないことがある。(企業名入りステッカーやゼッケン等は支障ない)

3.5 車両チェックシートに示す安全条件を満足していること。

3.6 全日程を通しての参加車両は 1 充電当たり 50km 以上 (カテゴリ 3 および 4-2 は 25km 以上) の走行が可能であること。

3.7 次のカテゴリ区分によって参加車両を分類する。ただし, 主催者の都合でカテゴリを調整することがある。

カテゴリ 1 : 普通自動車サイズの電気自動車

カテゴリ 1 - 1 : 鉛酸バッテリー, 直流ブラシ式モータ

カテゴリ 1 - 2 : 鉛酸バッテリー, 上記以外のモータ

カテゴリ 1 - 3 : 上記以外のバッテリー

カテゴリ 2 : 軽自動車サイズの電気自動車

カテゴリ 2 - 1 : 鉛酸バッテリー, 直流ブラシ式モータ

カテゴリ 2 - 2 : 鉛酸バッテリー, 上記以外のモータ

カテゴリ 2 - 3 : 上記以外のバッテリー

カテゴリ 3 : ミニカー・単車に類する小型電気自動車

カテゴリ 3 - 1 : 鉛酸バッテリーによるミニカー, 小型特殊

カテゴリ 3 - 2 : 鉛酸バッテリーによる単車

カテゴリ 3 - 3 : 上記以外のバッテリー

カテゴリ 4 : ハイブリッド車

カテゴリ 4 - 1 : 電気 + 内燃機関をエネルギー源とするハイブリッド車

カテゴリ 4 - 2 : 電気 + 人力をエネルギー源とするハイブリッド車

3.9 カテゴリ 1, 2, 4 - 1 は, 薬剤が 1 kg 以上の ABC タイプ (粉末消火器) または, 同等のものを車両からすみやかに取り出せる状態で搭載しなければならない。その他のカテゴリは, サポートカーに搭載すること。

#### 4. 参加チーム

4.1 参加チームは、少なくとも出場車両のドライバー 1 名、サポートカーのドライバー 1 名の 2 名以上によって構成されていること。

- a) 出場車両の乗員は、1 名以上で 2 名が望ましい。
- b) 乗員の変更は、登録されたチームメンバーであれば認められる。

4.2 全てのドライバーは有効な運転免許証を所持しなければならない。モータースポーツのためのライセンスは必要としない。

#### 4.4 チームメンバーの登録

- a) チームメンバーは、チーム代表者・ドライバー・サポート要員で構成される。
- b) 全コースを通して、チームメンバーであればドライバーの制限はない。
- c) サポート車のサポート要員は数を限らない。
- d) エントラントはエントリーに際して必ず誓約書に署名しなければならない。

#### 5. 参加チームへの製作支援

希望するチームに対して選考の上、バッテリーの無償支給を行う。支給するバッテリー型式は以下の通り、個数は出場車両積載個数 1 セットとする。(日本電池(株)様ご提供)

|  |
|--|
| GPZ-170F51, GPZ-130E41R, GPZ-115D31R<br>GPZ-75D23R, GPZ-34B17R |
|--|

#### 6. 出場台数の制限

テゴリー 1 ~ 3 の出場車両数は充電コンセントの形式により、次のように制限する。

|   |      |     |   |      |     |
|---|------|-----|---|------|-----|
| 3 | 200V | 10台 |   |      |     |
| 1 | 200V | 20台 | 1 | 100V | 20台 |

#### 7. エントリーの手続き

##### 7.1 エントリー

###### 7.1.1 期間

開始: 5月 1日(水)

締切: 6月 15日(土) バッテリー提供を希望する場合は 5月 17日(金) まで  
上記期間以外の到着分は無効とする。

###### 7.1.2 エントリーの際に提出するもの

- a) エントリー申請書(本紙添付)
- b) 「出場車両について」(本紙添付) 出場車両がすでに電気自動車として車検に合格している場合は、その車検証の写しを添付する。
- c) 誓約書(本紙添付)
- d) 返信用はがき 1 枚(返信用切手を貼付し、宛先として代表者の住所・氏名を記入しておくこと)

##### 7.2 支援対象チームの選考 6月下旬

バッテリー提供チームを選考し、受け取り方法を連絡する。

##### 7.3 参加チームの選考 6月下旬

7.3.1 エントリーのあった全チームに対して、以下の基準により参加チームの選考を行う。数字は優先順位を示す。

- 1) 全ての書類が提出され、有効にエントリーが完了したチーム
- 2) ナンバー取得が完了したチーム
- 3) エントリーの受付順
- 4) 同じ日の受付分については、事務局により公正に抽選する。

7.3.2 参加の可否を原則としてホームページ上に公表する。

##### 7.4 エントリー料金の振り込み 7月 12日(金) まで

エントリー料金

|       |           |
|-------|-----------|
| 一般チーム | 35,000 円  |
| 企業チーム | 100,000 円 |

注: 企業チームには公式パンフレット上に広告スペースを提供する。

##### 7.5 ゼッケン番号の決定 7月 19日(金)

7.5.1 エントリー料金の振り込み確認後、車両カテゴリー毎にゼッケン番号を決定する。

7.5.2 ゼッケン番号は、企業チーム、一般チームの順とし前年度の成績等や申込順等を考慮して大会本部が決定する。それに対する抗議は受け入れられない。

## 8. 留保権

8.1 参加者数が不十分な場合、あるいは不可抗力による、または予期されぬ出来事が発生した場合、主催者は一切の賠償責任を負うことなく大会を中止または中断する権利を有するものである。

8.2 規則の変更や追加規定は、可能な限り早急に日付および連番の記された書面を通じて参加者に通知され、また同様に公式掲示板に掲示されるものとする。

8.3 規則のいずれにも規定されていない事項については、委員会が決定を下すものとする。

## 9. 肖像権

大会中の肖像権は、主催者側に帰属する。

## 10. 参加者の義務

### 10.1 ステッカー貼付

大会ステッカー・ゼッケン・スポンサーステッカー等の貼付

大会期間中はいかなる場合でも主催者指定位置に貼付すること。貼付位置は公式通知によって事前に伝達する。

### 10.2 誓約書について

エントリーには、次に記す趣旨の誓約書に署名しなければならない。

私たちは、EV ラリー開催中、道路交通法ならびに本参加規則を遵守します。

また本 EV ラリー参加にあたり関連して起こった死亡・負傷、その他の事故で私達参加者および車両等の受けた損害について、決して主催者（役員・係員・雇用者、コースや道路の所有者・管理者を含む。以下、同じ。）ならびに他の参加者などに対して非難したり責任を追及したり、また損害の賠償を要求したりしないことを誓約いたします。

なお、このことは事故が主催者の手違いなどに起因した場合であっても変わりません。

また運転者は本 EV ラリーのコースを走行するための適格者であり、出場車両についてもコースまたはスピードに対して適格であることを誓います。

本 EV ラリーの参加者氏名、出場車両の写真、成績等を報道、放送、記載の権限を主催者が持つことを承諾いたします。

なお、参加者の過失で他者に損害を与えたときは、その損害について弁償いたします。

また参加料はいかなる理由があっても返済の請求は致しません。

### 10.3 保険について

10.3 エントリーには、出場車両およびそのドライバーに対して EV ラリー当日に有効な任意保険（対人5000万円以上および対物200万円以上）への加入を義務づける。エントリーの時点で出場車両が完成していないために保険に加入できない場合には、遅くとも EV ラリー当日までに任意保険に加入し、主催者に保険証書のコピーを送ること。

## 11. 書類検査および車両検査

### 11.1 書類検査

11.1.1 エントラントは、大会期間中に有効な次の必要書類を書類検査時に提示しなければならない

- a) 運転免許証（ドライバー登録分）
- b) 車検証元本および保険証（自賠責・任意）

11.1.2 書類検査は、受付時に行う。

### 11.2 車両検査

受付終了後、下記の項目について本会車検責任者の車両検査を受けること。

- a) 保安灯類、タイヤ取り付けナット、空気圧など
- b) バッテリーの固定、配線の絶縁、キルスイッチなどの目視検査
- c) その他非常用具の点検（牽引フック、牽引ロープ、消火器等）

11.3 車検後の如何なる改造および変更も認めない。

11.4 同じ型式の部品と修理交換を認める。（バッテリーは制限あり）

## ・大会方法

## 1. ディスタンス競技基本ルール

- 1.1. 出場車両は、各レグの走行を行い、完走することにより規定のポイントを得ることが出来る。
- 1.2. 同一コースを重複して走行することは出来ない。
- 1.3. 各レグのスタート時とゴール時には、得点表（カード）を係員に提示し、必要事項を記入してもらい、検印（又はサイン）を受ける。
- 1.4. 各レグのスタートは、ドライバーズブリーフィングで指示された順番およびスタート間隔において、係員の合図でスタートする。
- 1.5. スタート5分前までに車両を走行できる状態に準備し、各自の判断でスタート場所へ移動する。
- 1.6. 道路交通法を遵守し、安全に最大限の配慮を払うとともに、一般の交通の流れを妨げない様に走行すること。

## 2. リタイヤ

- 2.1. 各レグ中において車両故障などで、それ以降の走行が不可能となった場合。
- 2.2. 各レグごとに定められた規定の時間内にゴールできない場合。
- 2.3. 主催者が著しく走行が危険と判断した場合は、リタイヤとする。
- 2.4. リタイヤした場合は主催者にリタイヤ届けを提出すること。

## 3. 修理・部品交換の制約

- 4.1. 公道上の軽微な修理・部品交換は可とするが、安全な場所で実施すること。
- 4.2. 充電エリアにおいては、火気を使用する或いは火花発生の可能性がある車両整備を禁止する（バッテリー交換を含む）。
- 4.3. 主催者は充電エリア外に整備エリアを設ける。
- 4.4. 車両積載量の1/4までの予備バッテリーを交換部品として用意することが出来る。ただし大会本部の許可を得ること。
- 4.5. カテゴリー3および4-2は予備バッテリーに加え、車両積載量のバッテリーを1セット用意することができ、レグ中および充電エリア外の整備エリアでバッテリー交換を認める。
- 4.6. 整備作業においては、安全メガネや絶縁手袋の使用など、安全に対して十分な配慮を行うこと。

## 5. 充電

- 5.1. 主催者は充電エリアにおいて、全日程参加チームへの充電用電源を供給する。充電指定場所以外での充電を禁止する。
- 5.2. 主催者側は下記のコンセントによって充電用電源を供給するので、参加チームは対応するプラグを付けたケーブル、及び充電器を準備すること。

コンセント型式

| 電源種類   | コンセント型式          | 電源容量の上限    | プラグ型式例           |
|--------|------------------|------------|------------------|
| 1 100V | WA5338(national) | 30A=3kVA   | WF8331(national) |
| 1 200V | WA5339(national) | 30A=6 kVA  | WF8330(national) |
| 3 200V | WA5439(national) | 30A=10 kVA | WF8430(national) |

- 5.3. 使用できるコンセントは申告した電源種類の充電用コンセント1個のみであり、主催者が指定する。
- 5.4. 充電用ケーブルは、車両最後尾からプラグまで8m以上の長さのケーブルを準備すること。
- 5.5. 各チームの充電場所は概ね2.7×5mである。但し、カテゴリー3、4-2は車体の大きさにより、主催者の判断で充電スペース制限することがある。
- 5.6. 充電エリアは舗装されているが露天である。EVおよび充電器への雨天などの安全対策は、各チームで準備すること。
- 5.7. 提供される充電用コンセント・ケーブルは如何なる変更・改造も禁止とし、該当チームは失格とする。但し、変換コネクタなどの増設は可能とする。
- 5.8. 充電エリアにおいて、発電機の使用は認めない。

## 6. 充電時間・場所

- 5.1. 受付・車検を完了した車両は、以下の時間に充電が可能である。但し、ドライバーズブリーフィングにおいて、充電可能時間を変更する場合がある。

|        |         |   |        |         |                                  |
|--------|---------|---|--------|---------|----------------------------------|
| 8 / 23 | 19 : 00 | ~ | 8 / 25 | 16 : 00 | ( 8 / 24 16 : 00 ~ 18 : 00 を除く ) |
|--------|---------|---|--------|---------|----------------------------------|

- 5.1. バッテリーの充電は充電可能時間内に、指定の充電場所で各チームの判断で実施できる。但し、係員の指示によりスタートするレグにおいては、スタート30分前までに充電を完了すること。
- 5.1. 充電をしていないときは、各チームに割り当てた電源ブレーカーを切ること。
- 6.4. 充電場所は参加受付時に図面により指示する。係員による指示は行わない。
- 6.5. 充電エリアは禁煙とし、一切の火気の使用を禁止する。
- 6.6. 充電エリア内には、充電や簡単な整備、車両の説明等を行う最小限のメンバーを除いて、立入りを制限する。

## 7. サポートカー

- 7.1. サポートカーはチームおよび出場車両をサポートする、全ての車両とする。
- 7.2. サポートカーは出場車両に伴走してはならない。
- 7.3. 各チームは万が一の故障等に備えて、出場車両を牽引もしくは積載できるサポートカーを準備すること。
- 7.4. チームメンバーの連絡として、携帯電話や無線通信機の使用を認める。
- 7.5. 充電可能時間内において、充電エリアへの出場車両以外の車両の進入を禁止する。充電器の運搬は、人力または出場車  
両で行えることが望ましい。大型充電器を設置する場合は、充電可能時間以外に搬入搬出を完了させること。

## 8. 連絡

- 8.1. ラリー開催中は、大会本部を設置する。
- 8.2. 次の事態が発生した場合は、すみやかに本部に連絡すること。
  - a) ディスタンス行事において、各チーム毎に決められた最終到着時刻までに着けない場合。
  - b) 交通事故等、アクシデントが発生した場合。
  - c) その他、本部の指示を仰ぐ必要があると思われる場合。
- 8.3. 電話連絡
  - a) 本部（電話番号は受付にて配布する）
  - b) エントリー申請書に記入された携帯電話番号あてに緊急連絡を行うことがある。

## 9. 表彰規定

各種目における成績上位チームを、カテゴリー毎に表彰する。

## 10. その他

### 10.1.書類の提出先ならびに問い合わせ先

|  |
|--|
| 〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島 鳴門教育大学 技術講座内<br>四国EVチャレンジ2000委員会 担当：宮下晃一<br>TEL&FAX.088-687-6551 / Email:miyasita@naruto-u.ac.jp |
|--|

### 10.2.エントリー料の振込先

|  |
|--|
| 阿波銀行鳴門支店<br>普通 1168332<br>四国EVチャレンジ2000委員会 |
|--|

## 四国EVチャレンジ2000委員会のホームページ

<http://www.tk2.nmt.ne.jp/~sev/>

以上